

令和3年8月30日

保護者様

中津川市教育委員会

## 『タブレット端末の持ち帰りのルール』について

中津川市では小・中学校すべての児童生徒に1人1台のタブレット端末を貸与し、授業での活用を進めているところです。今後、家に持ち帰り、学習に活用していくことがあります。そのため、『chromebook 使用上のガイドライン』とあわせて、『タブレット端末の持ち帰りのルール』を定めました。持ち帰る際にはこのルールを守り、「安心・安全・快適」に使用できるようにしてください。保護者の皆様にも、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 家庭での使用時の約束

- (1) タブレット端末は学習のみに使用します。『chromebook 使用上のガイドライン』を、児童生徒と保護者と一緒に読んで内容を確認してください。
- (2) 家庭でタブレット端末を使用する際の約束（使用時間、学習以外に使わない等）を児童生徒と保護者で決めてください。
- (3) 家庭にタブレット端末を持ち帰る日は、各学校から指示があります。家庭で保管するときには、保護者の目の届くところに置いておきます。それ以外は、学校で保管します。
- (4) 目の健康のために、使用場所や使用時間に気をつけて使います。使用する時間を保護者とよく話し合い、使用する時間を守ります。就寝する30分前は使用しません。

### 2 登下校時の約束

- (1) 登下校中は、タブレット端末をカバンの中に入れて大切に持ち運びます。
- (2) 持ったまま走ったり、地面に置いて重いものを上にのせたりしません。
- (3) 自分の使用しているタブレット端末を他人に持たせたり、使わせたりしません。

### 3 管理等について

- (1) 盗難にあった場合は直ちに警察に届出を出すと共に学校に連絡してください。
- (2) 通常の使用の際の故障・破損については市教育委員会が修理します。ただし、故意や重大な過失による破損や、不適切な管理において紛失等があった場合は、経緯などから判断し、保護者の方に修理費等をご負担いただく場合があります。
- (3) タブレット端末からインターネットを閲覧する際はフィルタリングにより、学習に関係ないサイト等にはアクセスできないようになっています。万一、あやしいサイトに入ってしまったときは学校に連絡してください。